

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	手当・共済
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	4	心身障害者扶養共済制度

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村		
名称	心身障害者扶養共済制度（新潟県で実施）	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
制度概要	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金額を支給する制度。	同左		
加入できる保護者の要件	障害のある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に住所があること ・ 65歳未満であること ・ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・ 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること 	同左		
障害のある方の範囲	障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者 ・ 身体障害者 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害 ・ 精神又は身体に永続的な障害のある方で、上記と同程度の障害が認められるもの 	同左		
掛金月額	掛金 1口当たり 35歳未満の方 3,500円 35歳以上40歳未満 4,500円 40歳以上45歳未満 6,000円 45歳以上50歳未満 7,400円 50歳以上55歳未満 8,900円 55歳以上60歳未満 10,800円 60歳以上65歳未満 13,300円 ・ 掛金の免除 加入者が65歳以降最初に到来する加入応答月に達し、かつ継続20年以上加入したとき ・ 掛金の減免 掛金の納付が困難な方に対して掛金の減免。	同左		

現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		
年金の支給	加入者が死亡し、又は重度障害と認められたときは、その月から障害のある方に対し年金が支給されます。 ・年金は、障害のある方の生涯にわたって支給される 1口加入 月額2万円(年額24万円) 2口加入 月額4万円(年額48万円)	同左	
弔慰金等の支給	・1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて、弔慰金が支給されます。 1年以上 5年未満の方 2万円 2口の場合 4万円 5年以上20年未満の方 5万円 " 10万円 20年以上の方 10万円 " 20万円 ・5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて支給される 5年以上10年未満の方 3万円 2口の場合 6万円 10年以上20年未満の方 5万円 " 10万円 20年以上の方 10万円 " 20万円	同左	
加入状況	中条町現況(平成16年1月1日現在) ・加入者 16名 ・年金受給者 0名	黒川村現況(平成16年1月1日現在) ・加入者 3名 ・年金受給者 6名	
関係法令等	新潟県心身障害者扶養救済制度条例	新潟県心身障害者扶養救済制度条例	

財政への影響額		単位：千円	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
中条町			
黒川村			
計			

備考 平成15年度当初予算ベース